

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要														
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。													
県の施策上の施設の位置付け	野球場、運動広場、プール、スケート場について、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、全国規模の大会や各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3 目指す姿4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現に向け、競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。													
設置年	2011年	経過年数	15年	目標使用年数	60年	残年数	45年	施設面積	別紙資料による					
施設の設置状況	【プール】50mプール、25mプール、飛込プール、トレーニングルーム、会議室、更衣室、貴賓室 【野球場】ロッカールーム、シャワールーム、更衣室、屋内練習場、会議室 【スケート場】更衣室、医務室、喫茶室、ミーティングルーム、指導員室													
県内類似施設	—						東北各県類似施設	—						
施設の基本的な方針(個別施設計画)	方向性	方向性に向けた対応												
		別紙資料による												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	別紙資料による											
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	各施設条例による							
指定管理業務の内容	(1) 向浜スポーツゾーンに係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 向浜スポーツゾーンの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 向浜スポーツゾーンの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	【イベント等】クリスマスフェスティバル・バレンタインイベント(スケート場) 【施設開放】こどもの日・スポーツの日・県の記念日無料開放(運動広場・総合プール)、オープンサービス・閉場サービス(スケート場) 【県立スケート場】キッズスケート教室・ジュニアスケート教室・冬休みスケート教室・放課後スケートクラブ・ステップアップスケート教室・スケート初心者教室・個人レッスン・親子スケート教室 【県立野球場】県民開放・こまち杯・こまちスタジアムバッティングセンター 【県立向浜運動広場】向浜テニス教室							
サウンディング実施対象	○	年間利用者数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	
			224,474	265,360	299,014	226,004	288,324		54,047	62,931	63,890	61,861	66,016	
収支決算(千円)	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	利用者数については、ダイビングプール可動床故障に伴う利用制限や一部閉鎖期間があったことや夏季の高温や冬季の低温が続いた影響、向浜スポーツゾーンでクマの目撃情報があったことで来場を控える方がいたことなどにより、プールと向浜施設では利用者数が減少したが、令和6年度に観客席床改修工事に伴う閉場期間があった野球場施設の利用者数が令和7年度はシーズンを通して利用されたことや夏の甲子園予選・プロ野球・金足農業高校の招待試合の実施による利用者増、スケート施設において催事利用での入場者が多かったことや冬季オリンピックでの日本人選手の大活躍の影響で一般利用者が伸びたことなどから、向浜スポーツゾーン全体(4施設)では、前年比27.6%の増となった。					
		指定管理料	345,070	345,070	345,070	345,070	345,070							
		その他収入	5,622	17,008	28,213	25,323	39,680							
		合計	350,692	362,078	373,283	370,393	384,750							
	人件費	115,225	114,528	120,837	120,520	124,581	収支決算							
	光熱水費	88,320	119,638	125,064	121,946	122,291								
	修繕費	5,894	4,910	5,471	5,547	7,292								
	委託料	37,781	36,785	35,736	33,396	37,248								
	その他支出	88,123	84,749	91,495	91,795	98,030								
合計	335,343	360,610	378,603	373,204	389,442									
収支差	15,349	1,468	▲5,320	▲2,811	▲4,692									

指定管理者制度導入施設評価票  
 評価対象年度【令和7年度】

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点I>施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	年間施設利用者数271,340人 (スケート場66,440人、野球場70,450人、向浜運動広場16,450人、総合プール118,000人)			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	290,200	217,810	271,340	県立野球場において、高校野球甲子園予選の大会期日の延長や金足農業高校招待試合の開催など、当初予定に無かった利用に伴う観客数の増加や冬季オリンピックでの日本人選手の活躍による県立スケート場の利用者の増加などにより、向浜スポーツゾーン全体（4施設）では目標に対し6.3%増となり目標を達成することができた。
	実績	299,014	226,004	288,324	
	達成率	103.0%	103.8%	106.3%	
具体的な取組とその効果	・公式戦以外でも使用していただくことができるよう受け入れ条件の緩和（野球場） → 金足農業高校招待試合（3,000人）の開催 ・「かまくまくん」の着ぐるみの登場やグッズを賞品としたクイズ企画などのイベントを実施 → オープンサービスデー、クリスマスフェスティバルなどでのイベント内容の充実				
次年度の目標	目標の内容	年間施設利用者数443,390人 (スケート場66,900人、野球場89,400人、向浜運動広場17,390人、総合プール109,700人、武道館160,000人)			
	設定の根拠	現時点で決定している各施設の大規模催事・大会等をベースとし、過去の利用実績を分析して設定した。			
<観点I>評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	県立プールにおいては、予定されていた合宿等のキャンセルや可動床の故障に伴う利用制限や一部閉鎖の影響で利用者が伸びず、目標を達成することができなかったが、その他の施設においては、予定されていた大会等が天候にも恵まれ、おおむね順調に開催されたことや、利用条件の見直しやキャラクターを積極的に活用した利用者増の取組などを実施したことにより、目標を上回る結果となった。今後も利用者目線に立った管理運営に努めるとともに、新規利用者の開拓や新規事業の企画・実施などさらなる利用者の増加に取り組んでいく。		
	県所管課	A	各施設の不具合により利用制限がある中、新たな大規模イベントや自主事業を展開するなどして新規利用者の開拓につなげ、目標を達成することができた。		

3 <観点II>施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	93.1	91.9	94.1	対応可能なものについてはすぐに対応してきたことと、すぐに対応できないことについては丁寧な説明を実施し理解を得てきたことが高い満足度につながった。
	具体的な取組とその効果	プールのトレーニングルーム機器を充実して欲しいという要望に対し、ランニングマシン・エアロバイク・ぶら下がり器具などを購入・設置し利用者には大変好評であり喜ばれているほか、スケート場においては、貸切状況や一般利用できる時間をわかりやすく表記して欲しいという意見に対し、入口付近にサインージを導入したことで好評を得た。			
<観点II>評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	寄せられた意見や要望に対しては、所内で対応を検討し、全ての意見に対して回答することはもちろん、“すぐできるものはすぐ実施する”ことをテーマに迅速な対応を心掛けた。また、対応が困難な意見についても、利用者に丁寧な説明を行い理解を求めた。今後も利用者の声を大切にしながら、利用者満足度の向上に努めます。		
	県所管課	A	利用者の声を施設運営に迅速に反映し、サービスの質向上に努めたことが満足度につながったものと推察できる。引き続き利用者の目線に立ち、改善可能なものについては適時対応し、県民のニーズに応える運営に努めてほしい。		

指定管理者制度導入施設評価票  
 評価対象年度【令和7年度】

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	①	②			
管理運営体制	① 職員の配置状況		事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A
	② 職員の勤務実績		事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
	③ 職員の処遇等		職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
	④ 施設等の適切な管理		事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
	⑤ 備品の適切な管理		備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
	⑥ 個人情報の保護		個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
	⑦ 安全・安心の確保		事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
	⑧ 経費の低減・収入の増加		経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A
	⑨ 健全な経営		指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
サービス向上	① 開館日・開館時間等		事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
	② 業務の実施		事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
	③ 施設の使用許可		事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
	④ 職員の接客		丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
	⑤ 広報・利用情報の発信		ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
	⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A
	⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A

<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）
	指定管理者	A	全ての項目について適正な管理運営に取り組んでいると評価している。経費については、燃料費の高騰による物価の高騰や労務単価、最低賃金の上昇、施設の老朽化に伴う小破修繕の増などの影響により年々増加しているが、直営作業による修繕、整氷作業車のルート見直しによる燃料費の削減などさまざまな経費削減に向けた取り組みを実施している他、新規事業の開催による参加料やトレーニングルーム整備事業による収入などの増収に向けた取り組みも積極的に実施している。また、利用者満足度は毎年90%以上を維持しており、これは、利用者からのサービス向上に対する評価であると考えている。今後も収入増や経費削減へ取り組んでいくとともに、さらなるサービス向上に努めてまいります。
県所管課	A	施設修繕による利用制限や物価高騰による影響を受けながらも、複合型施設である強みを生かして他施設の利用促進や作業効率化による経費節減に努め、概ね良好な運営を行ってきたと言える。次年度は武道館を含めた5施設のパッケージ施設となる他、利用料金併用制の導入が始まる。これまでの取り組みに加えて、民間団体ならではの創意工夫による収益向上にも重点を置き、健全な運営を継続してもらいたい。	

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	各種大会のメイン会場となる施設が含まれる中、関係団体と利用場所等の調整を行い、一般利用者の施設利用に配慮した運営を行った。また乳児から高齢世代までを対象とした多彩な自主事業を企画し、利用者数増加と事業収入の確保に努めた。これらは「第4期秋田県スポーツ振興計画」の幅広い世代の集客による施設の有効活用につながっていることから、県の施策に貢献していると考えられる。	
施設運営の課題	施設設備の経年劣化が目立ち、設備の破損や機器の更新が必要である。しかしながら更新時期が重なっている施設も多く、十分な予算が確保できない状況である。利用者の安全確保、利用ニーズに応える設備環境の改善が課題となっている。	
今後の方向性	限られた予算の中で、緊急性や法令遵守などの優先事項をもとに、計画的な修繕・改修を進める。また、令和8年度から利用料金併用制を導入し、民間のノウハウを生かした運営により利用者数増加ならびに収益拡大を促していく。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価(提言) 令和5年度	施設の管理運営状況	・具体的な経費削減に繋がる対策や、人材育成を行っていることは評価できる。
	県の施策達成に向けた施設運営	・各種大会のメイン会場としての役割や年間30万人近くの利用者を考慮すると地域貢献度はかなり高いと考えられ、評価できる。 ・複数施設を一体的に指定管理しているが、どの施設について修繕等に関する課題を抱えているか現状の評価票の記載内容では把握できないため、施設種類毎に収支状況含め課題を抽出することがまずは必要と考える（評価票への記載方法の検討含め）。 ・スケート場については、利用者数に対して多額の経費が発生していると推察されることから、あり方について検討が必要と考える。山形県の屋内スケート場新設検討の動きも参考として、本県のスケート場に関する状況等の確認の必要があると考える。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和5年度	指定管理者	収支状況については施設ごとに把握しており、どの施設も老朽化により修繕費の割合が増加しているのに加え、運営に係る燃料費や光熱水費等が経費の大半を占めている。指定管理者側の経営努力のみでは対応しきれない現状を踏まえ、県所管課と修繕計画等に関する協議を重ね、今後の施設運営のあり方について検討を行いたい。
	県所管課	・現時点での各施設の収支状況や修繕を要する設備等の状況は把握していることから、変更後の評価票の記載方法にそって記載していく。 ・当該施設に対しては、令和8年度から利用料金併用制の導入を予定しており、サウンディング等を通じて効率的な維持管理手法や利活用方法を検討しており、併せて、スケート場については、建設から50年以上経過していることから、今後のあり方について検討を進めているところである。
対応方針の進捗状況 令和6年度	指定管理者	指定管理者側で対応可能なものについては引き続き改善努力をするとともに、県所管課とサウンディング等を通して現状の共通認識を深め、運営方針や大規模修繕等について計画的対応を進めている。
	県所管課	・各施設の収支状況や修繕を要する設備等の状況把握に努め、変更後の評価票の記載方法にそって記載している。 ・令和8年度からの利用料金併用制導入については、サウンディング等を通して現指定管理者の理解が得られているとともに、当該施設に武道館を組み入れることで、より一体的な施設運営を行うこととしている。スケート場については、現指定管理者と今後のあり方について協議を重ねているところである。

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度【令和7年度】

複数施設内訳資料

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

①内訳施設名	秋田県立総合プール													
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。													
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、全国規模の大会や各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、水泳競技の競技力向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。													
設置年	2000年	経過年数	26年	目標使用年数	60年	残年数	34年	施設面積	敷地面積	214,478.00㎡	建床面積	11,544.57㎡	延床面積	14,160.15㎡
施設の設置状況	50mプール、25mプール、飛込プール、トレーニングルーム、会議室、更衣室、貴賓室													
県内類似施設	五城目町屋内温水プール（五城目町）、男鹿市B&G海洋センタープール（男鹿市）、潟上市天王B&G海洋センター（潟上市）、八郎潟町B&G海洋センター（八郎潟町）、秋田アスレチッククラブ（秋田市）					東北各県類似施設		青森県総合運動公園水泳場（青森県）、岩手県宮屋内温水プール（岩手県）、宮城県総合プール（宮城県）、山形県総合運動公園（山形県）、郡山カルチャーパークプール（福島県）						
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	<個人料金>一般：550円、高校・学生：390円、小・中学生：220円、幼児：無料<6回券> 一般：2,770円、高校・学生：1,940円、小・中学生：1,110円 <定期券（1年有効）> ○一般 競技者：11,080円、普通利用者：22,160円、健康づくり：12,340円 ○高校・学生 競技者：7,760円、普通利用者：15,520円、健康づくり：12,340円 ○小・中学生 競技者：4,440円、普通利用者：8,880円、健康づくり：12,340円 ※その他アマチュアスポーツ使用に伴う貸切料金、会議室利用の料金あり											
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	<開場期間> 通年 ※毎月第3月曜日、年末年始等の休場日あり <開場時間> 平日・土曜日：午前10時～午後8時半 日曜日・祝日：午前10時～午後5時							
指定管理業務の内容	(1) 総合プールに係る使用許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 総合プールの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 総合プールの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	こどもの日・スポーツの日・県の記念日無料開放日 キッズサマースイミング・ジュニアサマースイミング・親子deレスキュー・キッズスイミング・ジュニアスイミング・おとなのためのスイミング・ベビースイミング・ワンポイントレッスン							
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			98,967	109,952	120,682	119,997	111,301		21,310	23,445	23,977	24,184	22,888	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、ダイビングプール可動床故障に伴う利用制限や一部閉鎖があったことに加え、夏季に高温が続いたことや、冬季（1～2月）に低温の日が多かったため、高齢者の購入が多い「健康づくり定期券」保有者の来場控えや、11月に向浜スポーツゾーンでクマの目撃情報があったことによる来場控え等が影響し、前年比7.2%の減となった。					
		指定管理料	215,901	215,901	215,901	215,901	215,901							
		その他収入	4,514	15,439	26,530	23,505	37,943							
		合計	220,415	231,340	242,431	239,406	253,844							
	人件費	72,532	70,209	73,513	73,513	83,308	収支決算							
	光熱水費	56,105	78,634	80,497	80,086	79,391								
	修繕費	2,798	947	1,502	1,711	3,876								
	委託料	22,889	21,513	22,134	21,753	22,971								
	その他支出	66,027	62,918	65,415	71,167	75,432								
合計	220,351	234,221	243,061	248,230	264,978									
収支差	64	▲ 2,881	▲ 630	▲ 8,824	▲ 11,134									

指定管理者制度導入施設評価票  
 評価対象年度【令和7年度】  
 複数施設内訳資料

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴奇4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

②内訳施設名	秋田県立野球場													
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。													
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、全国規模の大会やトップスポーツチームの公式戦、各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、野球競技の競技力向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。													
設置年	2003年	経過年数	23年	目標使用年数	60年	残年数	37年	施設面積	敷地面積	214,478.00㎡	建床面積	9,892.53㎡	延床面積	5,666.51㎡
施設の設置状況	ロッカールーム、シャワールーム、更衣室、屋内練習場、会議室													
県内類似施設	八橋運動公園 硬式野球場（秋田市）					東北各県類似施設	新青森県総合運動公園 野球場（青森県）、岩手県営野球場（岩手県）、山形県野球場（山形県）、宮城球場（宮城県）、福島県営あづま球場（福島県）							
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	<アマチュアスポーツ使用（入場料徴収しない場合）> ※入場料を徴収する場合は別途料金設定あり ○小・中学生：570円（1時間）、4,560円（午前8時～午後6時）、6,270円（1日） ○高校・大学生等：1,700円（1時間）、13,600円（午前8時～午後6時）、18,700円（1日） ○一般：2,410円（1時間）、19,280円（午前8時～午後6時）、26,510円（1日） <その他の催し物> ○平日：5,340円（1時間）、48,060円（午前8時～午後6時）、64,080円（1日） ○休日：7,440円（1時間）、66,960円（午前8時～午後6時）、89,280円（1日）											
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	<開場期間>4月～11月 <開場時間>午前8時～午後9時							
指定管理業務の内容	(1) 野球場に係る使用許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 野球場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 野球場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	県民開放・こまち杯 こまちスタジアムバッティングセンター							
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			57,989	74,830	98,912	15,537	85,724		6,679	7,530	9,446	3,545	8,009	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	前年度は観客席全体の防水を図る大規模修繕工事が施工され、5月以降野球場が使用できなかったため、入場者数は15,537人ととどまった。 令和7年度は夏の甲子園大会予選で、初めて鹿角高校が決勝に進出した効果もあり連日多くの入場者があったことや大阪桐蔭高校を招いて実施された金足農業高校招待試合が実施されたこと、また、プロ野球「楽天対ソフトバンク」戦に11,000人を超える入場者があったこと等から前年比 451.7%の大幅増となった。					
	指定管理料	73,129	73,129	73,129	73,129	73,129								
	その他収入	1	53	61	0	146								
	合計	73,130	73,182	73,190	73,129	73,275								
	支出	人件費	32,287	33,533	34,478	35,670	33,302							
		光熱水費	8,636	11,432	13,981	11,414	12,391							
		修繕費	1,282	2,050	2,530	2,355	2,221							
		委託料	10,064	9,947	8,586	5,987	8,003							
		その他支出	9,756	11,662	14,507	9,374	11,839							
合計	62,025	68,624	74,082	64,800	67,756	収支決算	収入については、新規自主事業（こまちスタジアムバッティングセンター・こまち杯学童の部）が功を奏し、前年比で0.2%の微増となった。 一方で支出については、最低賃金上昇に伴う社員の給与増や労務単価上昇による委託料の増加に加え、維持管理に係る修繕費（整備用機材・水栓器具など）の上昇などにより、前年比4.6%の増となった。							
収支差	11,105	4,558	▲ 892	8,329	5,519									

指定管理者制度導入施設評価票  
 評価対象年度【令和7年度】  
 複数施設内訳資料

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

③内訳施設名	秋田県立向浜運動広場													
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。													
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、野球・テニス競技の競技力向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。													
設置年	1980年	経過年数	46年	目標使用年数	60年	残年数	14年	施設面積	敷地面積 214,478.00㎡					
施設の設置状況	四面野球場、テニスコート													
県内類似施設	八橋運動公園 八橋多目的グラウンド・テニスコート（秋田市）、秋田アスレティッククラブ テニスコート（秋田市）					東北各県 類似施設		新青森県総合運動公園（青森県）、岩手県営運動公園（岩手県）、山形県総合運動公園（山形県）、宮城県総合運動公園（宮城県）、あづま総合運動公園（福島県） ※各施設の多目的グラウンド・テニスコート						
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	野球場については、施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い存続させる。 テニスコートについては、大規模な改修等は行わず、現在共用中のコート（5面）の管理を行う。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定												
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間		<開場期間> 4月下旬頃～11月中旬頃 <開場時間> ○四面野球場：午前5時～午後9時半 ○テニスコート：午前9時～午後9時半						
指定管理業務の内容	(1) 向浜運動広場に係る使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 向浜運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 向浜運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容		こどもの日・スポーツの日・県の記念日無料開放 向浜テニス教室						
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			22,942	21,530	19,375	18,478	17,949		2,024	2,058	1,871	1,769	1,628	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、夏季に高温が続いたため、熱中症予防のために予約されていた野球場のキャンセルが多く7～9月の3カ月間で35件のキャンセルがあったことや、11月に向浜スポーツゾーンでクマの目撃情報があったことから来場を控えられた方もあり、前年比2.9%の減となった。					
		指定管理料	5,942	5,942	5,942	5,942	5,942							
	その他収入	375	505	467	352	516								
	合計	6,317	6,447	6,409	6,294	6,458	収支決算	収入については、自主事業（テニス教室）収入が増えたことが功を奏し、前年比で2.6%の増となった。 一方で支出については、最低賃金上昇に伴う社員の給与増や労務単価上昇による委託料の増加、管理用消耗品購入の増などにより、前年比で13.2%の増となった。						
	支出	人件費	4,897	4,783	5,255	3,056								3,253
		光熱水費	154	72	90	73								79
		修繕費	0	283	79	0								0
委託料		95	95	142	145	150								
その他支出	1,380	1,380	1,617	830	1,164									
合計	6,526	6,613	7,183	4,104	4,646									
収支差	▲ 209	▲ 166	▲ 774	2,190	1,812									

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度【令和7年度】

複数施設内訳資料

施設名	向浜スポーツゾーン	所在地	秋田市新屋町字砂奴寄4-6
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

④内訳施設名		秋田県立スケート場																			
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。																				
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、各種イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、氷上競技の競技力向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。																				
設置年	1971年	経過年数	55年	目標使用年数	60年	残年数	5年	施設面積	敷地面積 84,436.10㎡、建床面積 14064.28㎡、延床面積 14064.28㎡												
施設の設置状況	更衣室、医務室、喫茶室、ミーティングルーム、指導員室																				
県内類似施設	—					東北各県類似施設	青森県営スケート場・盛運輸アリーナ（青森県）、岩手県営スケート場（岩手県）、山形市相互スポーツセンター（山形県）、スケートリンク仙台（宮城県）、警梯熱水スポーツパーク（福島県）														
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応																			
	存続集約	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。目標使用年数を超える長寿命化について検討するほか、競技団体等と施設のあり方を協議する。																			
料金制	指定管理料制	主な料金設定	<p>&lt;個人使用における料金&gt; ○小・中学生 滑走料：220円、貸靴料：110円、滑走回数券：1,100円、定期滑走券（研修者：5,720円、その他：11,550円）                  ○高校・大学等 滑走料：500円、貸靴料：340円、滑走回数券：2,480円、定期滑走券（研修者：11,220円、その他：22,230円）                  ○一般 滑走料：640円、貸靴料：440円、滑走回数券：3,190円、定期滑走券（研修者：15,180円、その他：30,150円）                  &lt;貸切使用における料金（入場料を徴収しない場合）&gt; ○アマチュアスポーツ使用：4,510円/h ○その他催物：（平日）12,540円/h（休日）19,040円/h                  &lt;貸切使用における料金（入場料を徴収する場合）&gt; ○アマチュアスポーツ使用：8,860円/h ○その他催物（営利目的としない）：（平日）19,040円/h（休日）25,310円/h ○その他催物（営利目的とする）：（平日）37,960円/h（休日）50,610円/h</p>																		
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	冬期間（催事場としては冬期間以外も利用可）午前12時～午後8時（平日）午前9時30分～午後7時（土日祝、小・中学校の春・冬休み期間）														
指定管理業務の内容	(1) スケート場に係る使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) スケート場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) スケート場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	クリスマスフェスティバル・バレンタインイベント・オープンサービス・開場サービス キッズスケート教室・ジュニアスケート教室・冬休みスケート教室・放課後スケートクラブ・ステップアップスケート教室・スケート初心者教室・個人レッスン・親子スケート教室														
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7								
			44,576	59,048	60,045	71,992	73,350		24,032	29,900	28,597	32,363	33,491								
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析													
		利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、夏季利用の中古車フェア、農機具展示会や2年ぶりに開催されたスタッドレスタイヤ試乗会等催事の利用者数が多かったことや、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックでの日本選手の大活躍の影響で冬期の来場者数が多く、前年比1.9%の増となった。												
		指定管理料	50,098	50,098	50,098	50,098	50,098														
		その他収入	732	1,011	1,155	1,467	1,075														
		合計	50,830	51,109	51,253	51,565	51,173														
		支出	人件費	5,510	6,003	7,591	8,280								4,719	収支決算	収入については、予定されていた催事が予定通り実施されたことにより一定の収入にはつながったものの、自主事業の参加者減により参加料収入が伸びなかったことにより前年比で0.8%の減となった。 一方で支出については、最低賃金上昇に伴う労務単価上昇による委託料の増加はあったものの、他県施設の視察研修で培った整水作業車の整氷ルートの見直しなどによる燃料費の削減により前年比で7.2%の減となった。				
	光熱水費		23,425	29,500	30,496	30,373	30,430														
	修繕費		1,814	1,630	1,360	1,481	1,195														
	委託料		4,733	5,231	4,875	5,510	6,124														
	その他支出	10,765	8,790	9,954	10,427	9,555															
合計	46,247	51,154	54,276	56,071	52,023																
収支差	4,583	▲45	▲3,023	▲4,506	▲850																

○秋田県立総合プール条例

昭和五十八年三月十一日  
秋田県条例第二十一号

〔秋田県立プール条例〕をここに公布する。

秋田県立総合プール条例

(平一二条例一六一・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立総合プール(以下「プール」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に設置する。

(平一二条例一六一・平一七条例八二・平二〇条例二三・一部改正)

(使用の許可)

第二条 プールを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、プールの管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、プールを使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。

3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・平一二条例一六一・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上、平一七条例八二・旧第四条繰下)

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりプールを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 プールの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - 三 プールの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、プールの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてプールの管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平一二条例一六一・旧附則・一部改正)

2 平成十三年一月一日から同年三月二十三日までの間、プールを使用する者からは、第三条の規定にかかわらず、当該使用に係る使用料は、徴収しない。

(平一二条例一六一・追加)

(昭和五八年教委規則第八号で昭和五八年六月六日から施行)

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五三号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第五〇号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一六一号)

この条例は、平成十三年三月二十四日から施行する。ただし、題名、第一条及び附則の改正規定は、同年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年七月八日条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平一二条例一六一・全改、平一七条例八二・平二一条例八八・平二六条例三八・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

一 個人が使用する場合の施設使用料

区分	使用料の額			
	水泳教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	回数券(六回券)	定期券(有効期間一 年)
小学校児童及び 中学校生徒	一一〇円	二二〇円	一、一一〇円	一人につき二七、 五〇〇円を超えない 範囲内において 規則で定める額
高等学校生徒並び びに高等専門学 校及び大学の学 生	二〇〇円	三九〇円	一、九四〇円	
一般	二八〇円	五五〇円	二、七七〇円	

備考

- 一 この表において「水泳教室」とは、教育機関が主催して二十人以上の者を対象に組織的に水泳技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
  - 二 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 貸切使用する場合の使用料
- イ 施設使用料

区分		使用料の額		
		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に使用する 場合	
			平日	土曜日・日曜日・休 日
五十メートルプ ール	一時間につき	一一、〇七〇円	三三、二一〇円	四四、二八〇円
	一日につき	六一、九九〇円	一八五、九八〇円	二四七、九七〇円
二十五メートル プール	一時間につき	五、五四〇円	一六、六一〇円	二二、一四〇円
	一日につき	三一、〇〇〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円
飛込プール	一時間につき	五、五四〇円	一六、六一〇円	二二、一四〇円
	一日につき	三一、〇〇〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
  - 二 この表において「一日」とは、午前十時から午後五時までをいう。
  - 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
  - 四 五十メートルプール又は二十五メートルプールをアマチュアスポーツに使用する場合でコース別に貸切使用するときの使用料の額は、一コースにつき、五十メートルプールにあつてはこの表に定める額に五分の一を乗じて得た額(当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)、二十五メートルプールにあつてはこの表に定める額に四分の一を乗じて得た額(当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)とする。
  - 五 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義とするかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に二を乗じて得た額とする。
- ロ 附属施設・設備使用料

区分	使用料の額(一時間につき)	
	アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催物に使用する 場合
会議室	八三〇円	一、一一〇円

審判装置	競泳競技用	一、〇〇〇円	一、三三〇円
	シンクロナイズドスイミング競技用	二五〇円	三三〇円
	水球競技用	二五〇円	三三〇円
	飛込競技用	二五〇円	三三〇円
放送設備		四二〇円	五五〇円
大型表示装置		一、六六〇円	二、二一〇円
照明設備		実費を勘案して規則で定める額	

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、プールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額(照明設備に係るものを除く。)に二を乗じて得た額とする。

○秋田県立野球場条例

昭和四十七年七月七日  
秋田県条例第二十五号

秋田県立野球場条例をここに公布する。

秋田県立野球場条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立野球場(以下「野球場」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄四番六に設置する。

(平一五条例三七・平一七条例八二・平二〇条例二三・一部改正)

(使用の許可)

第二条 野球場の施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 グラウンド
- 二 会議室
- 三 報道用放送室
- 四 広告表示用設備

2 前項の許可には、野球場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一九条例八一・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 第二条第一項各号に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設等を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下、平一九条例八一・一部改正)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正、平一九条例八一・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第七条 野球場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 野球場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用についての同項及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平一九条例八一・平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って野球場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四七年教委規則第八号で昭和四七年七月一五日から施行)

(平一九条例八一・旧第一項・一部改正)

附 則(昭和四八年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二四号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二六号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五〇号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四七号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は、平成十五年六月二十一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五四号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成一九年条例第八一号)

この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三五号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(昭四八条例五六・昭五五条例二四・昭六〇条例二六・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五〇・平八条例四七・平九条例七・平一五条例三七・平一五条例五四・平一七条例八二・平一九条例八一・平二六条例三五・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 グラウンド使用料

区分		使用料の額			
		一時間につき	午前八時から午後六時まで	一日につき	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	中学校生徒及び小学校児童	五七〇円	四、五六〇円	六、二七〇円
		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒	一、七〇〇円	一三、六〇〇円	一八、七〇〇円
		一般	二、四一〇円	一九、二八〇円	二六、五一〇円
	その他の催物に使用するとき	平日	五、三四〇円	四八、〇六〇円	六四、〇八〇円
		土曜日・日曜日・休日	七、四四〇円	六六、九六〇円	八九、二八〇円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	中学校生徒及び小学校児童	一、七三〇円	一七、三〇〇円	二二、四九〇円
		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒	五、一三〇円	五一、三〇〇円	六六、六九〇円
		一般	七、二三〇円	七二、三〇〇円	九三、九九〇円
	その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	一日につき一日の入場料の最高額の百五十人分に相当する額(その額が十九万二千九百七十円に満たない場合は、十九万二千九百七十円)		
		営利を目的とする催物であるとき	一日につき一日の入場料の最高額の百五十人分に相当する額(その額が二十四万九百五十円に満たない場合は、二十四万九百五十円)		

備考

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表において「一日」とは、午前八時から午後九時までをいう。
- 三 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 四 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 五 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 附属施設・設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
会議室	一時間につき	五六〇円
報道用放送室	一室一時間につき	一、四七〇円
放送設備	一時間につき	三三〇円

温水シャワー			一室一時間につき	二九〇円
スコアボード			一時間につき	九九〇円
夜間照明設備	アマチュアスポーツに使用するとき	全灯使用	一時間につき	一六、〇一〇円
		三分の一減灯使用		一〇、六八〇円
		三分の二減灯使用		五、三四〇円
	その他の催物に使用するとき	全灯使用		一二八、〇四〇円
		三分の一減灯使用		六四、〇二〇円
		三分の二減灯使用		三二、〇一〇円
バッティングゲージ			一台一時間につき	三七〇円
審判用具一式			一試合につき	三七〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

### 第三 広告表示用設備使用料

区分	使用料の額(一平方メートルにつき一年)
内野席前部フェンス	一四、六七〇円
外野席前部フェンス	一八、三三〇円

備考

- 一 使用期間が一年未満であるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

○秋田県立運動広場条例

昭和四十九年六月七日  
秋田県条例第四十四号

〔秋田県立向浜運動広場条例〕をここに公布する。

秋田県立運動広場条例

(平一五条例五五・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、運動広場を設置する。

(昭五七条例四三・平一五条例五五・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県立向浜運動広場	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の六
秋田県立新屋運動広場	秋田市豊岩石田坂字館野二十一番地の九

(平一五条例五五・追加、平一七条例八二・一部改正)

(運動広場の施設)

第三条 運動広場に、次に掲げる施設を設ける。

一 秋田県立向浜運動広場

(一) 野球広場

(二) テニスコート

二 秋田県立新屋運動広場

ラグビー・サッカー場

(昭四九条例五八・平一二条例一三六・一部改正、平一五条例五五・旧第二条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第四条 運動広場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平一五条例五五・旧第三条繰下、平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第六条 運動広場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、運動広場を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第五条繰上、平三条例一三・一部改正、平一五条例五五・旧第四条繰下、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(使用料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一五条例五五・旧第五条繰下、平一七条例八二・旧第六条繰下)

(使用料の不還付)

第八条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により運動広場を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第七条繰上、平一五条例五五・旧第六条繰下、平一七条例八二・旧第七条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該運動広場の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて運動広場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一四号で昭和四九年七月二〇日から施行)

附 則(昭和四九年条例第五八号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一八号で昭和四九年一〇月一〇日から施行)

附 則(昭和五五年条例第二五号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二七号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五一号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四八号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一三六号)

この条例は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五五号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第六条関係)

(昭五五条例二五・追加、昭六〇条例二七・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五一・平八条例四八・平九条例七・平一二条例一三六・平一五条例五五・平一七条例八二・平二六条例三六・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 施設使用料

区分		使用料の額 (一面一時間につき)
野球場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円
テニスコート	平日	二二〇円
	土曜日・日曜日・休日	四四〇円
ラグビー・サッカー場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円

備考

一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

二 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 夜間照明設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
野球場	一面一時間につき	二、二四〇円
テニスコート	一面一時間につき	六七〇円
ラグビー・サッカー場	一基一時間につき	三一〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

○秋田県立スケート場条例

昭和四十六年十月一日  
秋田県条例第五十七号

秋田県立スケート場条例をここに公布する。

秋田県立スケート場条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立スケート場(以下「スケート場」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄二番地の二に設置する。

(平一七条例八二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 スケート場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、スケート場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 スケート場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、スケート場を使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。

3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(昭五八条例二二・一部改正、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりスケート場を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第七条 スケート場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 スケート場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、スケート場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりスケート場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてスケート場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、スケート場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四六年教委規則第一一号で昭和四六年十一月九日から施行)

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

- 2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四七年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二三号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第三三号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第二二号)

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二五号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第四九号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四六号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条

の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三四号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(昭四七条例二六・昭四八条例五六・昭五五条例二三・昭五七条例三三・昭五八条例二二・昭六〇条例二五・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例四九・平八条例四六・平九条例七・平一〇条例二五・平一七条例八二・平二一条例八八・平二六条例三四・平二八条例三七・平三一条例一・一部改正)

第一 個人がリンクを使用する場合の使用料

区分	中学校生徒及び小学校児童		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒		一般	
	スケート教室として使用する場合	上記以外に使用する場合	スケート教室として使用する場合	上記以外に使用する場合	スケート教室として使用する場合	上記以外に使用する場合
滑走料	九〇円	二二〇円	二三〇円	五〇〇円	三九〇円	六四〇円
滑走回数券(六枚)	一、一〇〇円		二、四八〇円		三、一九〇円	
定期滑走券	研修者	五、七二〇円		一一、二二〇円		一五、一八〇円
	その他の者	一一、五五〇円		二二、二三〇円		三〇、一五〇円
貸靴料	五〇円	一一〇円	二一〇円	三四〇円	三四〇円	四四〇円
ロッカー使用料(一個一回につき)	一〇〇円					

備考

- 一 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 この表において「スケート教室」とは、教育機関が主催して、二十人以上の者を対象に組織的にスケート技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
- 三 この表において「研修者」とは、秋田県スケート連盟又は秋田県アイスホッケー連盟に登録している者でトレーニングのためにリンクを使用する者と知事が認めたものをいう。
- 四 幼児が貸靴又はロッカーを使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなして、貸靴料又はロッカー使用料を徴収する。

第二 貸切を使用する場合の使用料

(一) 施設使用料

区分	使用料の額(一時間につき)			
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	四、五一〇円		
	その他の催物に使用するとき	平日	一二、五四〇円	
		土曜日・日曜日・休日	一九、〇四〇円	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	八、八六〇円		
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない催物であるとき	平日	一九、〇四〇円
		土曜日・日曜日・休日	二五、三一〇円	

	営利を目的とする催物であるとき	平日	三七、九六〇円
		土曜日・日曜日・休日	五〇、六一〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 四 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。

(二) 附属設備使用料

区分		使用の単位	使用料の額	
			アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
照明設備	入場料を徴収しない場合	一時間につき	二、三一〇円	三、四七〇円
	入場料を徴収する場合		四、六二〇円	六、九三〇円
放送設備	入場料を徴収しない場合		三九〇円	五一〇円
	入場料を徴収する場合		七六〇円	一、〇〇〇円
ロッカー		一個一回につき	一〇〇円	一〇〇円
いす		一脚一回につき	二〇円	二〇円

備考

- 一 照明設備及び放送設備の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 三 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。